

○厚生労働省告示第八十七号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十二年三月厚生省告示第六十一号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十四年三月十一日

厚生労働大臣 坂口 力

使用薬剤の薬価（薬価基準）

使用薬剤の薬価は、別表に記載されている薬剤について同表に定める価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。

別表

注1 ㊦は、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十一条第一項に規定する日本薬局方に収載されている医薬品であることを示す。

注2 ※は、品名の次に括弧書によって医薬品製造業者名又は輸入業者名の略称を加えたことを示す。

注 3 ㊦は、麻葉及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻葉であることを示す。